価格と	
第一項の表第三号	第三百四十九条第二項各号に掲げる当該平成三十年度の土地の類似土地
	第三百四十九条第二項各号に掲げる当該平成三十一年度の土地の類似土地
第一項の表第五号	当該平成三十二年度の土地の類似土地
第一項の表第六号	当該平成三十年度適用土地の類似土地
第二項	当該平成三十一年度類似適用土地の類似土地
	土地でこれらの土地の類似土地
	附則第十九条の二第三項に規定する通常市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地
	附則第十九条の二第三項に規定する通常市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である当該平成三十年度適用土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である当該平成三十一年度類似適用土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である土地とその状況が類似する宅地
	価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成三十一年度分の固定資産税については、通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と
	附則第十九条の二第三項に規定する通常市街化区域農地である当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地
	附則第十九条の二第三項に規定する通常市街化区域農地である当該平成三十一年度の土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である当該平成三十二年度の土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である当該平成三十年度適用土地とその状況が類似する宅地
	通常市街化区域農地である当該平成三十一年度類似適用土地とその状況が類似する宅地
	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある
第二項	次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成三十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第十九条の二の二　平成三十一年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該田園住居地域内市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。）により定められるべきものとする。

2　平成三十一年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに田園住居地域内市街化区域農地となり、又は田園住居地域内市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるものとみなす。この場合における同項から同条第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の		
第三項	比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	
	田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地をいう。）について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	
第四項	価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
	に対して	について第二年度の固定資産税の賦課期日において附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある場合において、田園住居地域内市街化区域農地となつた土地に対して
	土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した
	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等